

テラス沼田等包括施設管理業務委託に係る サウンディング型市場調査の実施要領

1 サウンディング調査の趣旨

本市では、令和元年5月に開業した庁舎等複合施設「TERRACE（テラス）沼田」のオープンと同時に施設の適正な維持管理、品質の向上や業務の効率化を図るため総合管理業務を導入しました。また、令和2年度からは包括施設管理業務発展型として、協議が整った市有施設を順次業務に含め、小・中学校をはじめとした他の市有施設においても同業務を行っています。

この度、現契約が令和5年11月で契約満了を迎えることから、令和5年度に予定している公募型プロポーザルによる事業者募集に当たり、民間事業者の皆様との直接対話（サウンディング型市場調査）を実施しますのでご協力をお願いします。

○本調査のスケジュール

①実施要領の公表	令和4年7月13日(水)
②参加申込	令和4年7月13日(水)～令和4年8月5日(金)
③意見交換実施期間	令和4年7月下旬～8月下旬
④調査結果の公表	令和4年9月以降

2 調査の対象となる業務の概要

(1) 業務範囲

- ① 施設数 庁舎、保育園、小・中学校、保健福祉センターなど 142施設（R4.4現在）
- ② 業務の種類

(ア) 保守点検・清掃等業務

自家用電気工作物、消防設備、建築設備、特定建築物、空調設備、地下タンク保守点検、昇降機、ばい煙測定、改正フロン類法点検、自動ドア、シャッター、受水槽・高架水槽、電話設備、機械警備、常駐管理、電波障害対策、樹木管理・除草業務、ごみ処理、駐車場管理、清掃、衛生的環境管理、電話交換業務、市役所案内業務、日直業務、宿直代行、守衛受付等

(イ) 修繕業務

参考) R3実績：委託料 約263百万円、修繕料 約50百万円（百万円未満切捨）

- (2) 契約期間（案）：5年（2023(R5)年12月1日～2028(R10)年11月30日）

(3) 事業化スケジュール (案)

令和5年 4月上旬～5月下旬	事業者公募 (公募型プロポーザル方式)
令和5年 6月上旬	受託予定者の選定
令和5年 6月中旬	業務開始に向けた準備・調整
令和5年12月	契約締結、業務開始

3 調査の手順及び内容

(1) 参加申込

本調査への参加意向を表明する電子メールを以下のとおりお送りください。

①送信先 沼田市財政課 FM 推進係

電子メールアドレス : kanzai@city.numata.gunma.jp

②必要連絡事項

HP 掲載のエントリーシートに必要事項を記入の上、上記メールアドレス宛てに「サウンディング参加申込【団体名】」のタイトルで送付してください。

③送信期限 令和4年8月5日(金) 午後5時

④サウンディングの対象 本事業の実施主体となる意向を有する法人又は法人のグループ

(2) 資料の送付

参加意向を表明していただいた事業者様に、以下の文書を電子メール等でお送りします。

①包括施設管理施設一覧表 (2022年度)

②包括対象施設業務一覧表 (2022年度)

③対象業務の仕様書データ (現状の包括管理業務委託及び庁舎総合管理業務委託の仕様書)

(3) 意見交換への出席

エントリーシートにご記入いただいた希望日を調整して、市から対話日程をご連絡しますので、意見交換への出席をお願いします。

①実施日程 令和4年7月下旬～8月下旬の各日 10:00～16:00

②実施場所 沼田市役所会議室 (群馬県沼田市下之町888番地)

ただし、感染症の状況及び事業者の希望を踏まえ、WEB会議で実施する場合があります。

その場合は対象事業者と個別調整させていただきます。

③意見交換時間 1事業者あたり 60分程度

(4) 意見交換の実施方法

①事業者のアイデア・ノウハウを保護するため、個別に意見交換を実施します。

②関連資料がある場合は、市提出分として7部準備をお願いします。

- ③現地見学会・説明会等は開催しません。
- ④状況に応じて、本市から複数回の意見交換をお願いする可能性があります。
- ⑤本調査結果公表とりまとめの都合上、ICレコーダーにて音声録音させて頂くことをご了解ください。

○主として聞きたいこと

- ・業務開始までのスケジュール（必要な準備期間等）
- ・事業者募集における沼田市に提示してほしい資料や要望
- ・希望する業務期間
- ・契約方法
- ・包括管理委託の今後の可能性、市場性の有無
- ・その他留意事項、懸念事項

4 対話結果公表

- ①サウンディングの実施結果について、概要を公表します。（9月以降を予定）
- ②公表にあたっては、各事業者の有する創意工夫・ノウハウを保護するため、あらかじめ公開する内容を確認します。
- ③事業者の名称は公表対象としません。

5 留意事項

- ①サウンディング参加に関する全ての書類作成および提出に係る費用は、参加者の負担とします。
- ②資料を提出された場合、その著作権は作成者に帰属しますが、返却はいたしません。
- ③提出資料を事業立案以外の目的で使用したり外部に情報を漏らすことはありません。
- ④対話にあたって知り得た情報を許可なく第三者に伝えることを禁止します。
- ⑤対話に不参加でも、将来実施予定の公募プロポーザルに参加することは可能です。
- ⑥当該施設に関する公募プロポーザルの実施に際し、サウンディング型市場調査への参加実績が優位性を持つものではありませんが、提案内容が利活用案や公募条件等に反映される可能性がありますので、奮ってご参加ください。

6 参加除外要件

本要領公表の日から、次の要件のいずれかに該当する者は、本市場調査に参加することができません。

- (1) 沼田市指名競争入札参加資格業者指名停止基準（平成3年4月1日制定）に基づく指名停止、又は沼田市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成19年6月1日制定）に基づく指名除外を受けている者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。

- (3)手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過していない者、又は本事業の提案書提出日の前6か月以内に不渡り手形若しくは不渡り小切手を出した者
- (4)建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項若しくは第5項の規定による営業停止の処分を受けている者
- (5)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律77号)第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用している者
- (6)民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされている者
- (7)会社更生法(平成14年法律第154号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされている者
- (8)警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者
- (9)応募資格申請書に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
- (10)法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者

7 問い合わせ先

〒378-8501

群馬県沼田市下之町888番地

沼田市役所総務部財政課FM推進係

TEL: 0278-23-2111 (代表) 内線 4045

FAX: 0278-24-5179

E-Mail: kanzai@city.numata.gunma.jp